

事 務 連 絡  
令和5年11月20日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立公立大学法人担当課 御中  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所管する構造改革特別区域法第12条第  
1項の認定を受けた各地方公共団体担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

学びの多様化学校の設置を促進するための啓発及びマイスター派遣事業について

令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、不登校児童生徒数が小学校及び中学校で約30万人、高等学校を合わせると約36万人に上り過去最高となりました。

文部科学省では、新しい不登校対策として、本年3月31日に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を取りまとめるとともに、本年6月16日に閣議決定した教育振興基本計画において、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、学びの多様化学校の各都道府県・政令指定都市での1校以上の設置を計画期間内において進め、将来的には、学びの多様化学校への通学を希望する児童生徒が居住地によらずアクセスできるよう、分教室型も含め、全国で300校の設置を目指としています。

一方で、学びの多様化学校の制度や運営に関する知見等が十分に設置者に浸透しておらず、設置が進まない原因の一つとなっております。そのため、文部科学省において、学びの多様化学校の設置に関わった者や長年学校の運営・教育活動に携わり、専門的な知見や実践に携わった実績を有する者を「学びの多様化学校マイスター」として委嘱し、学びの多様化学校の設置を希望する教育委員会・学校法人等（以下、「教育委員会等」という。）に派遣することにより、全国的

な制度の普及や設置促進を図る事業を開始いたします。

つきましては、本内容について、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び地域の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課にあっては所管の私立学校に対して、国公立大学法人にあっては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体に対しては認可した学校に対して、周知をお願いいたします。

## 記

### 1. 学びの多様化学校マイスター派遣事業について

(1) 学びの多様化学校マイスターは、学びの多様化学校の設置を検討している教育委員会等及び学びの多様化学校は設置したが、運営等に課題を抱えている教育委員会等からの派遣要請に応じて、専門的知見による個別の助言や相談会を行ったり、教育委員会等の職員、教職員、地域住民に対する説明会、優良事例の共有等を積極的に実施し、学びの多様化学校の設置に必要な働きかけを行います。また、学びの多様化学校の設置・運営等に携わった経験を活かし、校内教育支援センターを始めとした多様な学びの場の確保に必要な助言を行います。

また、文部科学省とともに、全国の教育委員会等において学びの多様化学校の設置促進が図られるよう、文部科学省主催の会議における講師を務める等、広報・周知活動を積極的に行います。

### (2) 申請方法等

①文部科学省ホームページ「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）（不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校）について」内の、「学びの多様化学校の設置を促進するための啓発及びマイスター派遣事業」の「申込様式」（様式1）をダウンロードする。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1387008.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1387008.htm)

②「申込様式」に必要事項を記入の上、文部科学省の担当係

(s-sidou1@mext.go.jp) へメールで送付する。

※市区町村教育委員会は、都道府県教育委員会（学びの多様化学校所管課）を通じて文部科学省へ申し込むことに留意。学校法人等は直接文部科学省に申し

込むこととする。

(3) その他

文部科学省では、本年12月に学びの多様化学校の効果的な事例を共有し、各学びの多様化学校における取組の参考にする等のプログラムを行う「『学びの多様化学校』設置推進フォーラム」を開催する予定であり、その中でマイスター制度の周知を行います。

**【本件担当】**

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室  
生徒指導第一係

電話：03-5253-4111（内線：3299）

E-mail：[s-sidoul@mext.go.jp](mailto:s-sidoul@mext.go.jp)